

第11章 ハラスメント

1 はじめに

大学で問題となるハラスメントは大きく分けて、セクシャル・ハラスメント（「他人を不快にさせる性的な言動」）とアカデミック・ハラスメント（「大学の構成員が、職務上、教育・研究上の優越的地位を利用して、不当な言動を行うこと」）の2つがあります（以下表11-1参照）。いずれのハラスメントも、被害を受けた学生は、精神的に大きなダメージを被ります。しかしながら、教員と学生のような力関係がある場合は、学生はなかなか被害を訴えることができず、我慢したり耐えたりしていることが多いものです。ハラスメント被害を抱える学生が相談に来た時には、悩んだ末にやっとの思いで相談したということに理解を示し、対応には慎重な配慮が必要になります。

表 11-1 ハラスメントになりうる例
(東北大学ハラスメント全学防止委員会による)

I. セクシャル・ハラスメント
・教員から個人的付き合いや性的関係を強要する
・執拗に食事やデートに誘う、自宅に送迎しようとする、頻繁に電話、手紙、メールを繰り返す
・出張や学会への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼んだりする
・身体や髪、服に不必要に接触する
・性的な噂やひわいな冗談を交わす
・ひわいな写真や文書（雑誌、PCの画面等）をわざとみせたり、学内のパソコン上にひわいな画像を表示する
・身体の上から下まで執拗に眺めまわしたり、目で追ったりする
・酒席の場で、隣に座ることやお酌をすることなどを強要する
II. アカデミック・ハラスメント
・必要な教育・研究指導を一切行わない
・常識的に不可能な課題達成を強要する
・「私が卒業させないぞ」など、自分が評価を左右するとの脅かしの発言をする
・研究発表活動を不當に制限する
・業績やアイディアを不當に帰属する
・業務に関して著しく不公平、不公正な評価を行う
・人格を全面的に否定するような発言をする
・教育・研究・就業とは関係ない場での私的関係を強く要求する
・当然加わるべき研究や教育チームから不當に排除する
・昇進や評価を左右する権限をもっていると必要以上に発言する
・正当な理由なく授業を担当させない、学生の指導を行わせない

2 ハラスメントにかかわる相談と対応

事例：教授の言動に傷ついた女子学生

理系大学院の修士2年生のNさんは、指導教員のO教授の対応に悩み、ハラスメント相談窓口にやってきました。O教授の研究室は、最先端の技術を用いて、学内でも特に優れた研究成果を上げている研究室です。Nさんも最先端の技術を身につけようと、他大学から大学院受験をし、O研究室に移ってきました。優れた研究成果を上げているだけあって、研究のペースは速く、やることはいっぱいです。さらに、指導教員のO教授は次々に課題を与え、どんどん発破をかけてくる先生です。

Nさんは、ここ1年、一生懸命ついていこうと、頑張ってきましたが、やればやるだけ課題が降ってくるような状態でした。しかも、到底こなせる量ではないような課題も平気で要求されます。例えば、先日は、データを出すまでに時間のかかる実験を1週間以内に仕上げるようにとの指示を受けました。「とても1週間では無理です。もう少し時間をいただけませんか？」とNさんはO教授に恐る恐る伺ってみたところ、「そんなことを言うなんて、君にはがっかりだ。1週間くらい寝なくとも人間は大丈夫だから、寝ないでやればいいじゃないか。こんなことができないようじゃあ、君は修了させられないよ」と言われてしまいました。

修了できないのは困るので、仕方なく頑張り続けたNさんでしたが、疲労がたまり、ある日大学を休んでしまいました。するとO教授から、「今すぐ大学に来るよう」と電話がかかってきました。Nさんは、どうしても動けない旨を伝えその日は休ませてもらいましたが、後日研究室に顔を出すると、O教授から「少々の体調不良くらいで休まれては困るよ。君は本当に自

分勝手なんだから。そんな調子じゃあ、君は社会に出ても役に立たないよ」と怒られてしまいました。もう〇教授の下ではやっていけないと感じたNさんは、指導教員を変えてほしいという希望と〇教授の言動に深く傷つけられたとして、ハラスメントの申し立てを行うことに決めました。

(1) 問題の理解

①行き過ぎた言動

学生のやる気を刺激するため、プレッシャーや発破をかけるということは、指導上、時に必要なことがあるかもしれません。しかし、学生自身の人格を否定するような発言や、「修了させない」のような不当な発言は、ハラスメントにつながります。教員と学生という立場上の上下関係が存在する以上、教員の発言は、学生にとって大きな影響力を持ちます。そのため、たとえ学生にもう少し危機感を持ってほしいというような指導上の意図があったとしても、教員の「修了させない」というような発言は、学生を強く不安にさせることになります。

②修学上の不当な要求

到底できないような課題を課したりすることもハラスメントにつながる行為です。特に、他研究室や他大学から入学してきた学生の場合には、新しい研究室のやり方にはなじんでいないため、一つ一つの課題をこなすためには、どうしても時間がかかってしまうものです。教員側の基準に学生を合わせようと過ぎることには注意が必要です。

(2) 教員の対応のポイント

①じっくり話を聞く

教員が学生からハラスメントの相談を持ちかけられることがあります。その場合の対応として、まずは、学生の訴えがハラスメントに該当するかどうかというような判断はせずに、学生の話をじっくり聞くことが重要です。客観的な事実よりも、学生がどのように感じているかということが大切です。「どうして自分から嫌だと言わないの」や「あなたにも悪い部分はある」のような、学生を責めるような発言はしないように注意してください。

②学生がどうしたいのかを確認する

学生の話を十分に聞くと同時に、学生自身がどうしたいのかを確認することが重要です。ただ話を聞いてほしかったのか、何らかの解決手段と一緒に考えてほしいのか、相手を処分してほしいと望んでいるのかなど、学生が何を求めているのかを理解しようしながら話を聞いてください。

③必要があれば相談機関を紹介する

困ってはいるが、学生自身もどうしたいのかはっきり決められないことがあります。また、具体的な解決や処分を求めてはいるが、そのような行動に出ていいものかどうか迷っている場合もあります。そのような場合は、学内の相談機関などの活用をすすめてください。

引用・参考文献

第8回東北大学学生生活実態調査委員会 2011 平成21年

度東北大学学生生活調査のまとめ東北大学高等教育開発推進センター

福田真也 2007 大学教員のための大学生のこころのケア・ガイドブック 金剛出版

警視庁統計 2010 平成22年中における自殺の概要資料

<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>

東北大学ハラスメント全学防止対策委員会 ハラスメント防止等規定・ガイドライン <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/>